

法秩序における同質性と同一性

－国民国家と帝国の間－

Homogeneity and Identity between legal systems

木原淳*

*福島工業高等専門学校 一般教科

Jun Kihara

Fukushima National College of Technology, Department of Liberal Arts

(2012年9月20日受理)

Why the League of Nations failed ? From the point of view, this paper examines the critic of League of Nations by German theorist Carl Schmitt and the meaning of the Monroe doctrine. As a result of this study, I conclude that the concept of International order based on universal justice inevitably brings a form of imperial rule.

Key words: League of Nations, Kant, Carl Schmitt, Monroe doctrine, Universal justice

1. はじめに

戦争ないし武力行使の（目的及び手段を含む）正当性をめぐる法の説は、何が正義であるか、という共通の国家間認識を必要とするが、その正義の内容確定に際しては、諸国家を超越する何らかの法秩序観念を抜きにして考えることはできない。アウグスティヌス以来、戦争の名目に正義を求める正戦論は、復仇や自力救済を認めたゲルマン的法秩序とキリスト教的倫理觀を前提としていたし、第一次大戦以前までのヨーロッパ公法が立脚していた無差別戦争觀は、衡平や合意など、極限まで形式化された正義の觀念を出発点として、戦時国際法を形成していくが、そのような法の前提には、領域内で絶対的な権力をもつ主権国家群の並立と、相互の内政不干渉を禁止するウェストファリア的な国際秩序觀があった。それでは戦争の違法化と平和主義が支配的となった第一次大戦後の国際正義が求めた国際秩序とは何であったのか。それは一言で言えば『永遠平和論』に示されたような、共通の価値理念に立脚する諸国家の連合²による国際秩序構想であり、それは具体的には国際連盟の構想であった。

だが眞の平和と秩序を希求するのであれば、なぜ唯一の世界国家が求められず、複数の国家による国際関係というものが前提とされねばならないのか。この疑問は国家連合による平和を求める『永遠平和論』にも妥当する。カントは無法状態から去り、市民法の支配する状態に入るべき実践理性の要請を説き、これを理性法国家形成の根拠とするが、全人類を包括する世界共和国の構想を明確に否定する。

代わりに国際的自然状態といえる諸国家は、自らの生存と自由のために、平和を可能とする法的状態、つまり諸国家による連合組織の設立を説く³。このことは人間のもつ「非社会的社會性」という二律背反的な性質のため、実現は容易ではないものの、歴史哲学的にそのような展望をもつことができる⁴。

互いに反目し合う性質をもつ人類がひとつの国家社会を形成し、そこから国家を超える普遍的な秩序を形成しうるという展望をもつことができるのは、人間のもつ「社會性(Geselligkeit)」と言える。この点で人間は種としての同質性に基づき、共同の秩序を形成するが、同質性の指摘だけでは相互に異なる法秩序が地上に複数併存するという事態は説明できない。同一の共同体の成員として自覚するだけの同質性を意識することは、共同体のアイデンティティを形成する第一歩といえるが、これによって他集団との関係においては、同質性よりも相互の差異と異質性を意識するようになる。カントが人間について指摘した「非社会的社會性」がここでは見て取れる。

そしてここから一つの疑問が生じる。すなわち『永遠平和論』でカントが構想したような「国家連合」とは、諸国民間でどの程度の同質性を共有しており、またどの程度の差異を残した国際秩序なのか、という問い合わせである。この問い合わせに対する回答を、カントの文献から引き出すのは困難としても、カント解釈上の課題とは別にこのことを考える必要がある。共通の正義の前提となる国際秩序を構想する上で、諸国家の連合はどの程度の同質性を共有すべきか、言

い換えれば各国家はどのような差異を以って他国に対する自国アイデンティティを形成しているのか、またそれは平和の追求にとってどの程度認められるべきかという問題が生まれてくる。

主権的な国民国家を法秩序として唯一の形態とした19世紀の体制はもはや自明なものではなく、多様な形態の連合や連盟組織が模索されている。またそうした延長上で新たな「帝国」も云々されるようになっている中、国家間の同質性と、自他を区分する同一性の度合いをどのように調和させていくかは、今後の国際法秩序を構想する上での要となる。

本稿は以上の問題意識に基づき、国際秩序を形成する要であり、国際正義の条件といるべき、諸国家間の政治的な同質性がどの程度に共有されるべきか、あるいは差異を形成する政治的同一性（アイデンティティ）はどこまで承認されるべきか、その兼ね合いについて考察したい。これによつて今日の国際秩序を形成する正義の条件を考えるために準備作業とすることを目的とする。ここではカントの理想実現の第一歩といるべき国際連盟をめぐる諸問題を素材として考えてみたい。

2. 連邦の条件

第一次大戦の惨禍は普遍的な「人類」の意識を決定的なものとした。カール・シュミットの理解によれば、これによつて同一の法共同体としての意識を共有し、「正しい敵」をとの無差別戦争観に立脚してきたヨーロッパ公法はその変容を余儀なくされる。科学技術の異常な発達による戦争被害の甚大さはもはや種としての人類の生存を脅かすものと意識されるようになる。1919年に署名されたベルサイユ条約の第一章を構成する文書である国際連盟規約は、その顕れだが、それは大戦中、アメリカ大統領威尔ソンにより宣言された「14箇条の平和原則」第14条の実現といえる。それは具体的には秘密外交の廃止（1条）、通商の自由（2～3条）、軍縮（4条）、植民地の住民意志の尊重（5条）、民族自決や領土の保全・回復（6～13条）、具体的な盟約に基づく諸国の全般的連携（14条）を表明するもので、第14条は、カントが『永遠平和論』で構想した、「自由な諸国家の連合(Föderalism)⁶」を構築していく第一歩を記すものと言えた。

だが周知のように国際連盟は、設立当初の段階から問題を抱えていた。威尔ソンはモンロー・ドクトリンに固執し、批准を渋る自国の上院を説得するため、連盟規約中にモンロードクトリンの尊重条項（21条）⁶まで挿入させたが、モンロー・ドクトリンからの逸脱を嫌う上院は結局これを

批准することはなかった。このためアメリカは国際連盟設立の当初から不参加となった。さらにエチオピア戦争、満州事変、ソ連-フィンランド戦争など、加盟国間での武力紛争に際し、連盟は十分な調停能力を發揮できないまま、ドイツ、日本、イタリアといった有力国が脱退する。こうして連盟は国際組織としての権威を喪失していき、結果的に第二次大戦の勃発を阻止することに失敗するのである。

国際連盟による国際平和の維持は何故成功しなかったのか、この問い合わせとしては様々な回答の仕方があり得るが、本稿で主題とする法秩序間の同質性と同一性という観点からは、当時から論争となっていた「国際連盟」の法的性質をめぐる議論、特にここではモンロー・ドクトリンとの関係を問題にするカール・シュミットの議論と関係づけて考えてみることにしたい。

カール・シュミットは国際連盟の法的性質や問題点について、多くの著作で言及している。近年の我が国のシュミット研究でも、これまでの公法を中心とするものから、国際秩序思想を対象とするものが増えている⁷。シュミット主著の一つである『憲法理論』では、国際連盟の組織的性質を考察する前提として、国際組織を「国家間的(zwischenstaatlich)」な組織と「国際的(international)」な組織に二分する。

「国家間的」とは確固とした境界をもつ、外部に対して閉ざされた諸国家間の関係を指す。これに対して「国際的」とは、カトリック教会の例示に見られるように「国民的相違の除去と廃絶、国境を越えた浸透と結合」をめざす関係である。こうした区分を前提とすると、国際連盟の組織としての曖昧さが際立ってくる。国際連盟がその主目的とする平和主義は、戦争とそれを支える主権諸国家間のあり方を根底から見直すことも含む、「国際的」な問題意識に根ざすものだが、その推進を目的とする国際連盟は依然として国家間的な組織としての性格を残存させているからである⁸。こうした点で、国際連盟はその組織としての秩序と一貫性は疑わしいものたらざるを得ず、連盟は「連邦(Bund)」たり得ないということになる。国家間の組織として、連邦ではないものとしては「連合(Union)」が挙げられるが、それは通常条約や、郵便連合条約のように、個別的な事項について国家間の永続的な関係を契約的に結合させたものにすぎない。それ故に「債務的拘束を基礎づけることはあるが、全体としての国家の政治的実存そのものを直接的に把握するものではない⁹。」この点で国際連盟は「連合」以上の組織でなければならないが、「連邦」としての実体を備えることに失敗している。なぜなら国家はその支配権力の正当化原理を必要とするが、同様に連邦も、構成国間で共有される、正当化原理をもつという意味での政治的な同質

性(Homogenität)を不可欠とする。「連邦は連邦の枠内で、すべての構成国の政治的実存の維持を目的とする¹⁰」。それ故に連邦体制は、連邦構成国の政治的実存を守るという「保障(Garantie)」の原理を備えるものでなければならないのである。

この点で、フランス革命後のウィーン体制を支えた神聖同盟は、各国のナショナリズムと革命運動を抑圧し、王朝的正当性に基づく国際体制を維持、保障しようとした点で、一つの連邦としての形式を備えていたと評される¹¹。連邦構成国間での戦争は起こりえず、自力救済行為は連邦の秩序によって否認される。もし連邦構成国間での違法行為が発生するならば、司法的・行政的な強制執行がおこなわれるべきであり、もし違法は正のための戦争がおこなわれるのであれば、その限りで連邦は崩壊しているということになる¹²。

ここで挙げたシュミットの「同質性」という概念は、ひとつの法秩序を形成するために必要とされる文化的・民族的な意味での同質性ではない。国際組織を考える場合、文化的・民族的なレベルまでの同質性を求めるることはできないから、シュミット的な意味での同質性、つまり政治的な正当化原理を共有しているかどうか、という観点から考える必要があるが、このように限定した意味での同質性という観点においても、シュミットによれば、連盟加盟諸国内で共有される同質の政治的正当性の原理をもたない以上、国際連盟は言葉の真の意味での国家連合=連邦たりえない。

この観点から、国際連盟構想の一源流としての『永遠平和論』と比較してみよう。カントの場合、永遠平和を可能とする国家連合構想において、各国は「共和主義的」体制であることを求めていた¹³。共和主義的（今日の言葉に直せば「民主的」）体制は、実際に開戦を決断する国民自身が戦闘行為に従事しなければならない体制である以上、政策決定の傾向として好戦的原因となる理由がない。戦争を好んで引き起こすのは、国土と国民をもっぱら自己の財産的客体とみなす家産国家の専制君主であり、各国がそうした体制を清算し、民主制に転換するならば、戦争の原因是自ずと取り除かれるであろう、これがカントの平和構想であった。共和主義的=民主主義体制がその傾向上、本当に平和的なものであるかどうかは、歴史的にも理論的には十分な根拠があるとは言い難い¹⁴。しかし少なくとも平和共存を可能とするため、政治的な正当性原理の共有が『永遠平和論』では想定されており、この点で、『永遠平和論』の国家連合は同質性をもつ組織である。これに対して、実際に設立された国際連盟は、連盟加入の条件として、そうした国内

政治権力の正当性原理を要件とするものは何もなかった。1934年のソ連の加入承認は、連盟の「連邦」としての実体と一貫性を損なうこととなる。この意味で国際連盟は永遠平和のための条件を満たすものとは言えなかつたし、このことは極度に肥大化した今日の国際連合においても同様に残されている問題だと言える。

「連邦」の構成原理という観点から、国際連盟が連邦たりえないとしたもう一つの論拠としてシュミットが挙げているのが「保障」原理の欠如である。本来の連邦は、自らを構成する政治的原理の「保障」のために、干渉と介入戦争の可能性を必然的に内包する¹⁵。神聖同盟は、王朝的正当性という正当化原理の同質性を要件とするものであり、その同質性が革命運動によって危うくされるとき、同盟諸国による協調的な干渉・介入をためらうことはなかつた点で、神聖同盟は連邦たりうる国際組織であった。これに対して、国際連盟は構成国の大統領を尊重することにより、連邦秩序を維持するための介入戦争の可能性を当初の時点から放棄している。ウィルソンによる「14箇条の平和条項」は、少数民族を抱える中・東欧諸国家の民族自決を要求し、小国にも大国と同様の政治的独立と領土保全の保障を与えるべきものとし、連盟規約はその旨を規定した。この、民族自決と領土保全の思想は、国家と国土は目的的な道徳的存在とされるべきとするカント的発想の反映でもあり¹⁶、ウィルソンの「14箇条の平和原則」はこの思想の実践的継承と言ってよいだろう。だが連盟規約はこの部分のみを強調し、「永遠平和」の条件とされた「各國の体制は共和的であること」とする点、またそうした体制を保障する武力行使の権限を当初から放棄し、棚上げすることによって平和を追求しようとしている。

国際連盟は、構成諸国の同質性を要求しないばかりか、構成国への介入の根拠をもたないが故に「連邦」と呼ぶ要件を欠いている。それ以上に問題となるのは、「民族自決」の単位である。一言で民族と呼ぶとしても、人口や市場規模、文化的一体性の程度は多様であり、いかなる民族が一国民を形成する資格があるのかについて、理論的な回答は困難である。どの民族に国民としての資格を承認するか、これは大国の安全保障戦略や人団間の思惑によって左右される、きわめて偶然的なものという他ない。どの程度の人口規模や文化的一体性の度合いで国民を割出し、その上でどのような国際秩序を形成するか、という視点が国際政治の実践においては無視できない¹⁷。だがシュミットによれば、国際連盟はstatus quoに関わるいかなる理念も持つものではなかつた¹⁸。戦勝国による国境線の画定は、いかなる法的原理も含むことのない、ある歴史的瞬間に成立した現状

の特権化であり、それ故に、領土の現状保持や変更に関して、いかなる原則ももたなかつたし、敗戦国ドイツにとってそれは復讐主義体制の固定化でしかなかつた。このような具体的な秩序構想を欠いた国際連盟の理念欠如をシュミットは批判する¹⁹。

これは戦前期より批判してきた具体性なき規範主義的法思考への批判と連なるものだが、永遠平和の構想もこの批判を免れうるものではない。民族単位での共和主義的体制と国家の人格性との結合は、『永遠平和論』において平和の条件とされたが、具体的な空間秩序の形に関わる構想がなければ、国際組織はあるべき状態と不正な状態との区別を設けることはできない。民族集団としては自立しているとしても、これらを主権主体たる資格をもつ集団として国際的に承認するのか、あるいはそれを否認するのか、これを区分けするためには空間に関わる具体的な思考が求められるはずである。つまり地政学に代表されるような政治、経済、軍事、イデオロギー等に関わる知見と調和した形で同一性（アイデンティティ）の意識は育まれねばならず、また国際的な承認の可否もそれによって決定されるものでなければ地域の安定を作り出すことは困難となるだろう。この部分への配慮と認識を欠いた民族自決原理は、開拓で無原則なナショナリズム運動の噴出を招き、あるいは民族自決の名による戦勝諸国による線引きが存在するだけとなる。

3. 地域的国際秩序としてのモンロー・ドクトリン

旧世界としてのヨーロッパは、無差別戦争觀に依拠した戦時国際法と、勢力均衡に基づく平和という秩序原理によって支配されてきた。戦争はこの均衡が破れるときに生じ、新たな均衡が回復または形成されることで再び平和はもたらされる。弱小国は、信頼しうる外国と同盟を結ぶことで、敵国との間で均衡を形成し、平和を追求する。合法的な戦争法体系を大成させたグロティウスやペーフェンドルフ、ヴァッテルといった国際法の理論家は合法的な戦争の存在を認めていたが、彼らが前提としていたのはそのような秩序觀である。だが「永遠平和」を構想するカントによれば、彼らの試みは無意味であり、「人を慰めようとしつつ、却って失望させる」存在に過ぎなかつた。『永遠平和論』執筆の動機にはこのような秩序觀の清算にあり、それが戦争の違法化と国家連合による集団的安全保障体制の構想につながる。とはいえ、彼らの法秩序觀は、不信を前提とするものの、敵を「正しい敵」として扱い、「敵」に対して道徳的・世界観的価値評価を加えることを回避し、敵の生存を全面否認すような殲滅戦を回避し、自他の生存を確保し

ようすることを目的としている。シュミットの表現によれば、彼らは戦争を廃止するのではなく、戦争の限定と保護規定を求めていたのである²⁰。

カントの構想は国際連盟として部分的な実現に向かうわけだが、上記のように同質の政治的正当化原理の共有、秩序を保障する介入原理の欠如の故に、それは不満足な成果しか生み出せなかつた。だが国際連盟の見せるこの無能力に対し、皮肉なまでの対照を見せるのが、（国際連盟を提唱した当の本人である）ウィルソンの依拠したモンロー・ドクトリンである。モンロー・ドクトリンは、アメリカ外交の原則といえるものだが、その内容の抽象性に故に、歴代の政権によって多様に解釈され、あるときは重視され、無視されてきた。だが大雑把にまとめると、それは具体的には、①西半球諸国はヨーロッパによる植民地の対象とされるべきではないとする非植民地化の原則、②ヨーロッパ諸国が西半球各国に自国の政治原理を拡張することはアメリカ合衆国に対する非友好的意志とみなすという非干渉の原則、最後に③アメリカ合衆国はヨーロッパ諸国の戦争にも自国に無関係の場合には関与しない、とする大きく3つの部分から構成されている²¹。言い換えれば、モンロー・ドクトリンとは、ヨーロッパの介入・干渉を閉め出することで、アメリカ大陸諸国の独立を確保し、それによってアメリカ大陸内での共和主義的秩序の確立をめざす秩序觀であり、今日の民主的平和論の先駆的形態ともいえる。モンロー・ドクトリンとは、腐敗せる旧世界からの訣別を謳うにふさわしい、道徳的な正当性を主張しうる一定の同質性を前提とするもので、この限りでシュミットのいう連邦に類似した構造をもつてゐる。

モンロー・ドクトリンによる秩序はこれに加え、シュミットの指摘する「保障」の原理を備えるものでもあった。実際のところ、連盟の主唱者であったアメリカ大統領ウィルソンは、民族自決原理を一方で訴えつつ、他方でラテン・アメリカ諸国に対するきわめて積極的な介入主義者でもあった²²。ウィルソンのこうした介入志向は前任の大統領タフトの延長上にあるといえる。タフトによれば、不安定要因を抱える中南米諸国に対し、合衆国の卓越した力と道徳性によって「安定と法と秩序をもたらすのを助けることが我々の適切な国家政策である。しかもそうすることは国際的な慈善行為でもある」とされる。なぜなら「悪しき統治がはびこる地域に安定的な統治をもたらすことこそが普遍的平和の目的にとって最も切迫した必要性の一づ」と考えられるからである。そしてこうした介入戦争の法的根拠となるのが、ラテン・アメリカ諸国との間で個別に締結された干渉条約であった²³。モンロー・ドクトリンが帝国主義的

な動機によって運用されてきた側面が指摘されるとしても、介入は政情不安な国の「悪しき統治」を改善し、共和主義的な統治秩序に基づく自由の確保という目的に導かれたものであった。

こうした秩序観は、「連邦」とよばれるに相応しい地域的な国際秩序としての条件を備えているといえる。アメリカの帝国主義的性格と政策を批判する立場からすれば、上記の秩序観はメッテルニヒが主導する、アンシャンレジームの回復と保守を目的とする神聖同盟と同様の反動的体制と同視されるであろう。だがキリスト教的 ideal 主義に導かれるウィルソンとその国民にとって、中米への介入を基礎づけるこの体制は、今日の民主的平和論や人道的介入につながる国際秩序としての側面ももつ。この体制が帝国主義的な反動的国際体制であったのか、文明的使命を負った人道的な地域国際秩序であったのかどうかは、ここでは差し当たり問題とはしない。重要なことは、メッテルニヒの神聖同盟とモンロー・ドクトリンの体制はその内在的な価値を異にするものであるにせよ、一定の同質性と保障の原理を同様に備える連邦の原理に立脚しているという点で変わることはなかったということである。つまりモンロー・ドクトリンは、アメリカ大陸における具体的な秩序構想を伴うものと言えた。

合衆国を中心とするこうした地域的国際秩序の形成は、何ら同質性を持たない普遍的な国際連盟構想との間に、どのような関係にあると理解されるだろうか。20世紀初頭のアメリカ外交は、中米諸国への介入をモンロー・ドクトリンの理念と干渉条約によって正当化してきた。この事実は、ウィルソンの平和原則に掲げられた「民族自決」原理と抵触するものであり、西半球の自立をめざして積み重ねてきたアメリカ外交の自己否定になるとも考えられる。とりわけこの矛盾は平和原則を提唱した理想主義者ウィルソンにおいて明白であるように思われる。その意味でアメリカの上院を中心とする孤立主義勢力が連盟規約に反対するのは余りにも当然のことであった。

一方で中米地域への介入を繰り返したウィルソンが民族自決と領土保全を掲げ、国際連盟設立を主唱したことを整合的に理解することはできるのか、それともそれは帝国主義者による機会主義的な二枚舌でしかないのだろうか。また連盟規約21条が、モンロー・ドクトリンを留保していることについては、どのような形で折り合いをつけられるのか。

この疑問に応えるには、そもそもモンロー・ドクトリンが理想主義から帝国主義までを内包しうる、幅広い解釈を許容する原則であったということを再認識しなけれ

ばならないだろう。つまりウィルソンにとってモンロー・ドクトリンとは、そもそも帝国主義支配の道具ではなく、普遍的な国際秩序思想と調和するべきものであった。ウィルソンは大戦への参戦前、上院に向けた「平和のための世界連盟(A World League for Peace)」演説において、次のように語っている。

「私が提案したいことは、すべての国が一致してモンロー大統領のドクトリンを世界のドクトリンとして採用すべきこと、つまりいかなる国も自国の政策を他国民の上に及ぼそうとしてはならず、すべての人民が妨害されることなく、脅かされることなく、恐れることなく、弱小国も強大国も等しく、自らの政策と発展の道を決定するのに自由でなければならぬということである²⁵。」

ウィルソンにとって、介入は「自国の政策を他国民に及ぼさうとする」ものではない。モンロー・ドクトリンの精神はその地域性を超えて、さらに発展していくべきものであった。この発想は、国際連盟構想の中からも見出される。ウィルソンは「アメリカ議会政治の諸問題」と題するプリンストン大学での講義において、合衆国を構成する各ステイトは世界に連盟と自由のモデルであることを示すものとし、合衆国憲法の下で各ステイトが自由と自治権を享受するというイメージの類推で国際連盟は構想していた²⁶。言うまでもなく合衆国を構成する各ステイトによる政治的自己決定は、合衆国憲法の枠内に制限され、この制限が破られるとき、憲法による保障の原理が作動する。連邦政府と州権の対立と連邦裁判所による調停は、合衆国史を貫く一大テーマではあるにもかかわらず、各ステイトが連邦からの分離を主張する、ということは（南北戦争のような例外を除けば）総じてなく、連邦もステートのポリスパワーを承認し、合衆国は多様性の中での統合が図られているとみなされる。同様に、モンロー・ドクトリンは、この合衆国の大拡張された形態であり、国際連盟規約はさらにモンロー・ドクトリンを政治的に拡張させたものということになる。すなわち国際連盟という拡大版モンロー・ドクトリンの中に、入れ子構造的に、アメリカ大陸での適用に特化された元祖モンロー・ドクトリンが含まれるわけである²⁷。このことはアメリカ合衆国を構成する各ステイトが合衆国憲法の枠内で一定の同質性を保持しつつ、それぞれの領域内で自治を実現し、諸外国から干渉されることなく、連邦政府による保護と規制に服するのと同様の構造といえる。ウィルソンの中では、合衆国憲法による北アメリカ、モンロー・

ドクトリンによる西半球、世界全体を包括する国際連盟という形で、それぞれの段階において連邦原理が実現される重層的な秩序構造が想定されていたと理解することができる。

だがこの構想は、既述のように、共和党を中心とする上院の孤立主義勢力からの抵抗を受けた。彼らの立場からすれば、モンロー・ドクトリンはアメリカ大陸という固有の地域性を前提とし、ドクトリンの解釈権限を合衆国が独占する点にその本質がある²⁹。それはまさにシュミットのいうように、西半球という特殊性を前提とする *status quo* に関する理念と結びつき、保障と介入を可能とする連邦の原理であった。これに対して理想主義と平板な民族自決主義に立脚した国際連盟規約は、アメリカ大陸の geopolitics 的構造や政治的文脈を織り込んだ秩序観をもつことはできない。つまり連盟規約はモンロー・ドクトリンが保障する合衆国の中米への地域的優越を否定し、旧世界の論理が西半球に影響力を及ぼす可能性を排除できない。地域的・具体的な状況を前提として成立し、維持されてきた法秩序が、普遍主義的な枠組みに取り込まれることで骨抜きにされかねないとの危惧が生まれることは当然であった。

連盟規約 21 条は、このような反発に対し、ウィルソンがモンロー・ドクトリンの確保を目的に挿入させたものであるが、この譲歩は「国際連盟—モンロー・ドクトリン—合衆国憲法秩序」という入れ子構造的に理解されるウィルソンの秩序構想からすれば、特に不都合なものとは言えない。つまり規約 21 条にいうモンロー・ドクトリンの留保条項とは、連盟規約のアメリカへの適用除外と特権化を目的として規定したもの、と理解されるべきではなく、地域的でより具体性をもつモンロー・ドクトリンと、より普遍的な抽象的原理に基づく国際秩序構想との調和を図ったものと理解されるのである。

ウィルソンがこのような意図を以て、連盟規約に地域条項を挿入させたのであれば、やはり孤立主義勢力の立場からすれば、連盟規約の批准拒否は当然の、正しい選択ということになる。いかにもモンロー・ドクトリンの留保条項が挿入されたところで、ウィルソン的な理想主義的解釈が採られるのであれば、アメリカ大陸に対する合衆国の優越的地位の尊重は、結局不確かなものになってしまふであろうからである。

具体的な地域国際秩序と普遍的な国際秩序の調和というウィルソンの試みは失敗したが、それは単に一つの理想主義的構想の失敗ということにはとどまらない影響を与えた。むしろ上院による連盟規約の批准拒否は、最良の利益をアメリカにもたらすことになる。カール・シュミットは

アメリカの帝国主義的政策を外的な視点からは批判しつつ、それを実現していく巧妙な法的構造を、賛嘆を伴いつつ描き出している。すなわちこの批准拒否によって、合衆国は西半球の案件について国際社会からの干渉を以前と同様に排する特権を保持し続けることになったが、その一方でラテン・アメリカ諸国は連盟に加入している。このためアメリカは中米諸国との干渉条約を通じて、中米諸国との国際連盟内での行動を統制することが可能となった。つまりアメリカは国際連盟に参加せず、連盟構成員としての義務を何ら負うことなく、連盟内での中米諸国の投票行動をコントロールし、連盟に向けた自国の影響力を獲得することに成功した。モンロー・ドクトリンと結合させる形で追求されたウィルソンの国際秩序構想は、このような中途半端な挫折によって、アメリカの一方通行的な利権確保を可能とする、見事なまでの帝国主義的体制として構築されることになった³⁰。

20世紀初頭からのアメリカの外交政策が帝国主義的であったかどうかはともかく、シュミットやウェーバーのようなナショナリストたちからすれば、国際連盟の理想主義とアメリカの実利外交がこのような形で結合して敗戦国への一方的な圧迫を加えたと映ったことは自然なことともいえる。勝利国であり、連盟の提唱国でありながら、批准拒否をちらつかつつ、自国にとっての最大の利益を引き出した連盟規約とモンロー・ドクトリンの結合は、英米主導の国際体制への不信と反発へ連なっていく。この反発が戦勝国の都合で建設された東欧秩序に対抗するナチス・ドイツの「広域」の思想へと流れていく。また近衛文麿による「英米本意の平和主義を排す」といった形で大東亜共栄圏の思想とも結びつく。モンロー・ドクトリンに限らず、大東亜共栄圏、あるいは第二次大戦後であればブレジネフ・ドクトリン等、これらはいずれも特定の地域を前提として、（実際は大国の特殊利益に導かれた）同質的な連合を形成し、地域的な安全保障を図ろうとする。いずれも境界なき普遍主義的なアプローチによって同質性や保障の原理をもたない国際秩序構想のもつ無力性に対する、自国とその周辺の安全保障を確保しうる地域的国際秩序の構想といえる。その実質的な政治的含意は別にして価値中立的にはこのようないいにいふ。

こうした地域的国際秩序の構想は何らかのイデオロギー的・歴史的文脈から逃れることは不可能であり、その当否の判断について政治的論争が伴うのは不可避である。価値中立的な立場から、こうした地域的国際秩序の構想一般に関わる問題を 2 点指摘したい。

一つは、当該の地域的国際秩序が多民族を支配する「帝

「国主義」ないし「帝国」的法秩序としての性格をもつことは免れない、ということである。威尔逊の例からも明らかであるように、良心的・理想主義的な動機に発するものであるにせよ、それは周縁に置かれた諸国からすれば、国家のアイデンティティ（同一性）と主権的自己決定を否認される他民族による支配となる。シュミットの国際連盟批判とモンロー・ドクトリンとの関係分析は、遅れてきた帝国主義国家の側からの鋭利な分析といえる。だがこのことはアメリカの帝国主義批判を主眼にしたものなのか、それともナチスの東欧支配を正当化するためのもののかは明らかではない。両方の要素があるとすれば、一定の実効性を有する国際秩序は帝国化せざるを得ない、という上記の命題を裏付けることになるに過ぎない。

もう一つの問題として、仮に「帝国的」な地域国際秩序が存在することが認められるとしても、地域的国際秩序どうしでの対立可能性は決して克服されず、依然として、諸国家群が互いに対立する国際的自然状態は残されるということである。専制の伝統を有するロシアや中国といった大陸国家もまた中央アジアを含む地域的国際秩序の担い手である。その支配下においては無数の人権侵害や他民族侵略が認められるとはいえ、周辺領域における国際秩序を維持し続けているという意義はやはり否定し難い。その意味では国際秩序の実現においては個別の主権国家であろうと、広域秩序であろうと、諸国家（帝国）間でのリヴィアーアサン的な状況が克服されるわけではなく、依然として、リアリズム的な国際秩序観が求められる余地を残している。

むろんそのような現状を改革するためのものとして普遍的な国際組織が提唱されるわけだが、それは何の同質性も保障の原理をもたないという問題が指摘された。ただ、普遍的な国際組織とはそうした具体的な秩序原理をもたないことが、普遍的な道徳観念に基づく国際正義を正面から唱えることを可能にしているのだとも言える。本稿では国際連盟を取り上げ、その失敗と原因について検討したものの、普遍的な国際秩序への希求を断念することまでも主張することには建設性はない。シュミットのように国際組織との理想主義の無力性を嗤うことは容易だが、国際的正義を共有する努力を怠り、またその意義を否定するならば、かつてのヨーロッパ公法秩序への憧憬だけが残ることになる。

4. おわりに

本稿ではカントの『永遠平和論』と国際秩序の形成について、シュミットの国際連盟評価を援用しつつ、法秩序を形成する上での同質性と同一性という二つの相克する要素

に焦点を当て、考察を加えた。戦間期の国際秩序に対するシュミットの見方は例の如くに、理想主義に対する冷ややかな視線と規範主義的思考に対する敵意に満ちている。またその立場は後にナチスに援用される広域理論や、東アジア地域に対する日本の霸権を意味するアジア・モンロー主義の可能性を承認するものもあり、今日の国際秩序を支配する価値規範からすれば、考慮の価値のない、ファシストの世迷い言として片付けられるかもしれない。しかし今日の国際秩序が、一かつてと比較して衰えたりとは言え—アメリカ合衆国の霸権を前提としており、モンロー・ドクトリンが普遍的帝国としてのアメリカの出発点となっていいる、という認識をもつことは重要と思われる。アメリカの霸権を、ファシズムに勝利したリベラルデモクラシーの国際秩序とみなすような、気楽な認識ではなく、その霸権が一定の政治的同質性を各国に強要することと、各アイデンティティの承認とのバランスの上にあることを把握し、その現実を相対化する視点が求められる。一步間違うとファシズムに足を突っ込むことになりかねないシュミットの思考を吟味することはそうした構造を理解する上でも有用と思われる。

既述のように、カントは国民国家的同一性に基づく「共和的体制」の確立を「永遠平和」の条件とし、その上で「国家連合」の確立が不可欠であるとした。カントはそれがどのように形成されるべきかについては何ら言及することはなかったし、後に続くカント的 idealism の継承者たちも一イエーリングのようなナショナリストらと共に存することはあっても一地域特有の具体的秩序という問題意識をもつことはなかった。だが民主制国家の「連合」が真に法秩序の担い手となるには、具体的な秩序構想を織り込んだ、力に裏付けられた「保障」原理という要請を無視することはできない。国際連盟は平板な連合を唱えただけでこの条件を満たすことがなかったし、戦後の国際連合も十分に機能してきたとは言いがたいが、この不足を補完してきたのが帝国としてのアメリカであった。アメリカの霸権を支えた情熱は宣教師的使命を伴う民主的平和論でもあり、その動向は今日、「デモクラシー帝国」の運動として現象している。

この拡大運動は民主制を各国に採用させ、それが普遍化されることで世界は同質化し、戦争の動機を失うという『永遠平和論』以来の信念を背景としている。アメリカのもつこうした運動は、本稿の関心からすれば、普遍的正義の観念を根拠とする世界の連邦化であり、同質化の運動といえる。だがそこから容易に見て取れるように、普遍的正義に基づく国際秩序とは、その実務においては法秩序の「帝国化」を求める。いわゆる反米主義はこうした「帝国」に対する

る反発の文脈から生まれているとすれば、民主的平和論者が想定するような、各国はその民主化度に比例して、アメリカに友好的となり、戦争の危険は回避される、という想定はかなり楽観的な想定と言わざるを得ないだろう。そして現実にも「アラブの春」をはじめとして、民主化運動はナショナリズムを伴う反米主義をつねに伴う、という逆説をもたらしている³¹。

この逆説を克服し、同質化と同一化を調和させる極致として、いわゆる人類国家=世界国家を考えることもできる。しかし北極点という北の極致において北の概念が消滅するように、同質化の極致において、人類国家を成り立てる同質性を人々は見失い、人類国家は政治的な自己同一性=アイデンティティを失うであろう。もはや人々は個人のアイデンティティと結びついた公共的権力の尊厳を見出すことはできなくなる。権力の源泉であり、正当化根拠となる「人民」は失われ、技術化された支配システムが残る。『永遠平和論』においてカントが「法律は統治範囲が拡大するにつれて、ますます威力を失い、魂なき專制は善の萌芽を根絶やしにし、最後には無政府状態に堕落する」と述べたことは、自／他の区別する公共的アイデンティティを喪失した事態を指すとも解釈しうる。カントが理性法国家の主体として、「国民」という単位を追認せざるを得なかつたのは、共和主義的自己立法に不可欠な同一性の契機が不可欠であることによる。民主制は、その体制を「我々のもの」と意識しうる国民国家の同一性を求める。しかし国際社会の秩序づけには、一定範囲での同質化とその保障も不可欠である。この要素が民主的自己決定の原理と緊張することはつねに意識しておく必要があるし、この緊張関係を理解した上で、両者の両立と広域的な秩序づけが模索されねばならないだろう。

注

¹ 柳原正治「いわゆる『無差別戦争観』と戦争の違法化」（世界法年報20巻、2001年）によれば、じつは我が国の国際法教科書で当然のように出ている「無差別戦争観」という概念は吹水の教科書にでは記載されておらず、「ヨーロッパ公法」と「正しい敵」概念といったカール・シュミット固有の問題意識を反映させたきわめてイデオロギー色の強いものと言われる。本稿ではそうした認識を保留した上で、我が国の国際法学で通常理解されている広義の「無差別戦争観」の語を使用することを付記しておきたい。

² 「国家連合」の結合の程度や統一性については、アメリカ合衆国から、EU、さらに国際連合まで多様であり、またその表現も「連合国家」、「連邦」等多様であると同時にその内実も可変的である。本稿では特に説明のない場合には、

こうした差異を含む広義の諸形態を「国家連合」とよぶ。

³ カント『永遠平和論』（ZeFと略記し、アカデミー版の巻数と頁数を順にVIII、354と示す）

⁴ カント『世界市民的見地における普遍史の理念』（Kant, VIII, 20f）

⁵ ZeF, VIII, 354.

⁶ 「本規約ハ、仲裁裁判条約ノ如キ国際約定又ハ、「モンロー」主義ノ如キ一定ノ地域ニ関スル了解ニシテ平和ノ確保ヲ目的トスルモノノ効力ニ何等ノ影響ナキモノトス」（国際連盟規約21条）

⁷ 最近のものとしては、牧野雅彦「カール・シュミットの国際連盟批判」『思想』1,050号（岩波書店、2011年）所収、吉田脩「ハンス・ケルゼンとカール・シュミット—国際連盟を巡る両者の所説の考察を中心に—」『法の理論29』（成文堂、2010年）所収、大竹弘二『正戦と内戦—カール・シュミットの国際秩序思想』（以文社、2009年）等がある。

⁸ Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, 364f.（以下VLと略記する）

⁹ Carl Schmitt, VL, 364f.

¹⁰ Carl Schmitt, VL, 368.（邦訳452頁）

¹¹ Carl Schmitt, "Frieden oder Pazifismus?", 379/

¹² Carl Schmitt, VL, 369.

¹³ Kant, ZeF, VIII, 349.

¹⁴ 拙稿「国境と民主的平和論」『法哲学年報2011』（有斐閣、2012年）所収。また特にロールズ『万民の法』で展開される民主的平和論において、その具体的適用という点からも多く多くの問題を抱えていることについては、塩川伸明『民族浄化・人道的介入・新しい冷戦』（有志舎、2011年）を参照。

¹⁵ Carl Schmitt, VL, 370.

¹⁶ Kant, ZeF, VIII, 344.

¹⁷ 同文であるというだけで漢族の間ですら口語での意志疎通が十分にできない中国が何故に一つの政治共同体を形成し、同質性をもつといえるのか、逆に言語的にも文化的にもはるかに類似したアングロサクソン諸国、ドイツとオーストリアの関係、ドイツと方言レベルの差異しかないオランダとの間の文化的同質性は無視され、相互に異なる政治的アイデンティティをもつ外国となるのか。この問い合わせに対する純理論的な回答は不可能であろう。オランダがドイツと異質であり、別の国家でなければならないという命題は、反ハプスブルク闘争の歴史や、大陸内の霸権国家成立の阻止を目論むイギリス外交政策との関係を抜きに考えることはできず、中国の統一性は、秦の始皇帝にはじまる中華帝国という歴史的文脈の中でしか説明し得ない。

¹⁸ Carl Schmitt, *Kernfrage des Völkerbundes(1924)*, S.17

¹⁹ Carl Schmitt, "Der Nomos der Erde", 217.（以下NdEと略記する）

²⁰ Kant, ZeF, VIII, 355.

²¹ Carl Schmitt, NdE, 215.

²² モンロー・ドクトリンとは、周知のように、1823年にアメリカ大統領モンローによる「第七次年次教書」に基づき、その後のアメリカ外交を規定した原則（ドクトリン）である。

ヨーロッパ大陸ではこの時期、ナポレオン戦争後の神聖同盟体制が確立し、革命運動は国際的統制の対象となっていたが、スペインやポルトガルを本国とするラテンアメリカ諸国で革命と独立運動が相次ぎ、神聖同盟諸国によるアメリカ大陸への介入の可能性が高まっていた。王朝的正当性に依拠した絶対主義国家体制のアメリカ大陸への介入は、成立して間がない合衆国の政治的実存に対する脅威であり、モンロー・ドクトリンはこうした情勢を背景としている。この点については中島啓雄『モンロー・ドクトリンとアメリカ外交の基盤』(ミネルヴァ書房、2002年)を参照。

²³ ウィルソンは1914年から2期8年間大統領を務めているが、その間ドミニカ共和国には2回、1918年の海兵隊による介入と占領はその後8年続く。ラテン・アメリカ最初の独立国ハイチにも反乱鎮圧を目的に干渉し、占領はその後19年に渡る。それ以外にはメキシコ、キューバ、パナマ、ホンジュラス、グアテマラといった中米諸国へ陸海軍や海兵隊を派遣し、現地において警察業務や選挙運動への介入などをおこなっている。アメリカ大陸以外への介入としては、第一次世界大戦への参戦が挙げられるが、その他にもロシア革命後、内戦状態に陥ったシベリアへの出兵、大戦後のユーゴスラヴィアでセルビア人勢力に対抗する派兵を決定している。この点については、篠田英朗「ウッドロー・ウィルソン 介入主義、国家主義、国際連盟」、遠藤乾編『グローバル・ガバナンスの歴史と思想』有斐閣、2010年を参照。

²⁴ William Taft, *The United States and Peace*, 1914, p.31

²⁵ その典型として、キューバ憲法に付帯されたプラット修正条項など。

²⁶ Woodrow Wilson, *Address to the Senate of the United States: "A World League for Peace"*, January 22, 1917.

²⁷ 草間秀三郎、前掲書、140頁以降。

²⁸ 篠田英朗、前掲論文、92頁。

²⁹ Carl Schmitt, *Der Völkerbund und Europa*, in: *Frieden oder Pazifismus?*, Duncker & Humblot, 2005, S. 243f (長尾龍一訳「国際連盟とヨーロッパ」『カール・シュミット著作集I』(慈学社、2007年)、180頁)。

³⁰ Ibid.

³¹ 2011年の以降の「アラブの春」を欧米にとって歓迎されるべき「民主化」の可能性と捉える論調がある。だがそのような見解は、本稿でこれまで示してきたような、国民国家の成立と「民主化」の動的構造に対する完全な理解欠落を示している。国民国家的同一性に基づく民主化が強烈な排外的ナショナリズムを産み出すのは青年期の自我確立の過程で必然的に迎える反抗期のような、国際的不安の元凶であり続けたのがこれまでの歴史的経験であり、アラブだけがその例外であると考える客観的根拠はない。

